

民生委員・児童委員の大澤良子さんが埼玉県知事表彰を受賞しました



11月14日に開催された「県民の日記念式典」において、民生委員・児童委員の大澤良子さん(藤原町)が、埼玉県表彰規則に基づく、社会福祉功労者として埼玉県知事から表彰されました。

この表彰は、県民の模範となるべき功績のあった個人や団体をたたえるもので、大澤さんは、長年にわたり民生委員・児童委員として熱意をもって地域福祉活動に取り組み、社会福祉の増進に貢献していることが高く評価されたものです。

▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当
(内線285・266)

緊急消防援助隊埼玉県大隊 第3ブロック合同訓練が実施されました



緊急消防援助隊埼玉県大隊第3ブロック合同訓練

11月30日、総合公園および「みらい」で令和2年度緊急消防援助隊埼玉県大隊第3ブロック合同訓練が行われました。

これは大規模災害発生時の緊急消防援助隊の応援出動に備え、埼玉県第3ブロック消防本部間の連携活動の強化および新型コロナウイルス感染症対策の確立を目的に実施したものです。隊員らは、情報伝達訓練や後方支援活動訓練など各種訓練に臨み、さらなる体制の強化が図られました。

▶問い合わせ 消防本部総務課警防担当 ☎550-2120

▼問い合わせ 広報広聴課統計担当 (内線322)



新島 照代氏 (栄町)

埼玉県表彰規則に基づく表彰
11月14日に埼玉会館で行われた「県民の日記念式典」において、長年にわたり統計調査に尽力された統計調査員が、埼玉県知事より表彰を受けました。

統計分野で表彰を受けた方を紹介します

公共下水道事業経営戦略(案) に対する意見を募集します

現在、市の下水道事業を将来にわたって安定的に継続し、中長期的な経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とする「行田市公共下水道事業経営戦略」の策定を進めています。

このたび、審議会での審議を経て経営戦略(案)がまとまりましたので、市民の皆さんなどから広く意見を募集します。

- ▶意見募集期間 1月21日(木)まで
- ▶経営戦略案の閲覧場所 下水道課、市政情報コーナー※市ホームページでも閲覧可
- ▶意見の提出が可能な方 次のいずれかに該当する方
 - (1)市内在住の方
 - (2)市内で事業を行っている方または団体など
 - (3)市内在勤・在学の方
 - (4)本市に対して納税義務を有する方または団体など
 - (5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参(土・日曜日、祝日を除く)、郵送、Eメール、FAXのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-0038 行田市前谷1-1 行田市下水道課
【Eメール】 gesui@city.gyoda.lg.jp
【FAX】 553-0791

- ▶その他
 - 電話や口頭での受付は行いません。
 - 頂いた意見に対する個別の回答はしません。
 - 個人を特定できないよう編集し、概要を市ホームページで公表します。
 - 意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303

医療費助成事業の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成事業	市内に住所を有し、健康保険に加入している、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> • 健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数がかかります。後日、保険証ができたら持参してください。 • 保護者名義の預金通帳 • 印鑑(朱肉を使用するもの) • 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 <ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳1級～3級の方 • 療育手帳(A・B)の方 • 精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあった方で、65歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 ※所得制限により、支給停止となる場合があります。 	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者手帳 • 健康保険証 • 預金通帳 • 印鑑(朱肉を使用するもの) • 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(子どもが18歳に達する日以後、最初の3月31日まで)。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> • 健康保険証 • 預金通帳 • 印鑑(朱肉を使用するもの) • 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など

▶受給資格の始期 原則、申請日。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、誕生日や転入日が始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月29日(火)～1月3日(日))に出生届を提出される方で、誕生日から15日目が年末年始の閉庁日である場合、誕生日にさかのぼれる申請日は、1月4日(月)のみとなります。4日を過ぎてしまうと、申請日以降の医療費のみ助成となります。ご注意ください。

▶医療費助成できないもの

- 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
- 保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの
- ※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

▼問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

▼対象 令和2年度行田市国民健康保険特定健診を未受診であり、定期的に医療機関(市内外を問いません)で血液検査および尿検査をしている方

▼実施期間 3月31日(木)まで

市では、一人でも多くの方に特定健診を受診していただくようお願いしていますが、医療機関を受診しているため特定健診を受診されないという方はぜひ「特定健診に係る診療情報提供事業」にご協力をお願いします。この事業は、本人の同意に基づき特定健診と同じ項目(血液検査および尿検査など)の検査結果をかりつけ医から提供していただくものです。

被保険者の皆さんの健康状態を把握することは、市の健康づくり事業を計画するために重要であり、また結果の提供をいただいた場合、特定健診を受診したものとみなすことができ、受診率にも反映されます。対象となりそうな方にはすでに案内を発送していますが、届いていなくても検査結果の提供にご協力をいただける方は、医療機関に記入していただく書類を送付しますので、保険年金課までご連絡ください。

国民健康保険加入者の方へ
診療情報提供事業にご協力
ください